

令和7年度

湯梨浜町国民健康保険事業計画

令和7年3月

湯梨浜町健康推進課

目 次

はじめに.....	1
第1章 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状.....	1
第1節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状.....	1
第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的取り組み	6
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上.....	6
1. 資格管理による適正な賦課の取り組みについて	6
2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み	6
第2節 医療費適正化への取り組み	7
1. レセプト点検の充実	7
2. 交通事故等の第三者行為に係る求償事務.....	7
3. 被保険者資格管理の適正化.....	7
4. 医療費通知の送付及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用の促進.....	8
第3節 健康づくりへの取り組み.....	9
1. 保健事業の充実.....	9

はじめに

国民健康保険は、その制度発足以来、国民皆保険制度の中核となる医療保険制度として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や経済環境の変化により、わが国の国民健康保険は、年齢構成・医療費水準が高い、所得水準が低く保険料(税)の負担が重い、財政運営が不安定になる小規模保険者が多いなどの問題を抱えています。

そこでこの問題を解決するため、国と地方でそのあり方の協議を重ね、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この法律による平成30年度からの国民健康保険制度改革により、国の財政支援が拡充され、また県と町の両方が保険者となってそれぞれの役割を担い、県は国保運営の中心的な役割を担うことで安定的な財政運営や効率的な事業運営を推進し、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの住民に身近な業務を行っています。

第1章 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状

第1節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状

(1) 被保険者

本町における国保被保険者は、令和6年9月末時点で2,015世帯、3,064人で、湯梨浜町の人口に対する加入者の割合は18.9%となっています。(表1)

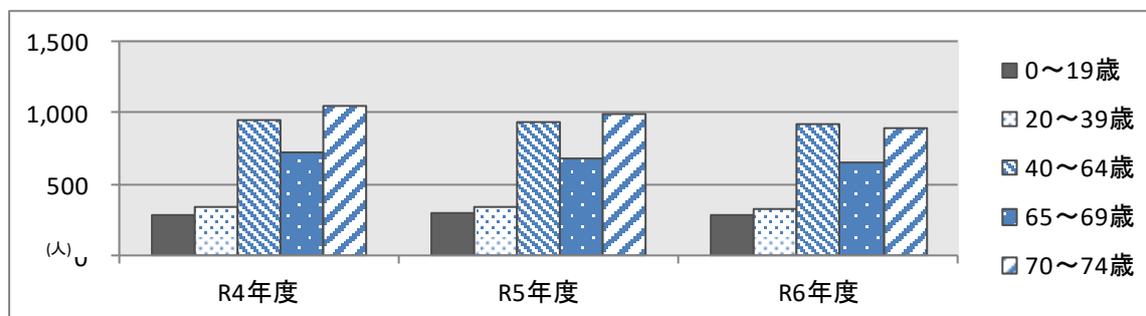
(被保険者減少の主な要因)

- ・団塊の世代の75歳到達による後期高齢者医療に移行
- ・社会保険適用拡大により健康保険に移行される人の増加

表1: 年齢別被保険者数の推移

年度	0～19歳	20～39歳	40～64歳	65～69歳	70～74歳	合計	町人口
R4年度	283	342	953	724	1,050	3,352	16,570
R5年度	291	345	930	678	984	3,228	16,394
R6年度	280	327	919	648	890	3,064	16,216

(国民健康保険実態調査より、各年度9月末現在の数値) (町民課資料)



(2) 保険給付

本町の被保険者1人当たり医療費は、依然として高い水準が続いています。(表2)。

医療費の内訳は、年度により順位の変動はありますが、がん(新生物)や生活習慣病(循環器(脳梗塞・高血圧性疾患)・尿路性器(腎不全)・内分泌(糖尿病))が大部分を占めている傾向に変わりはありません(図1)。

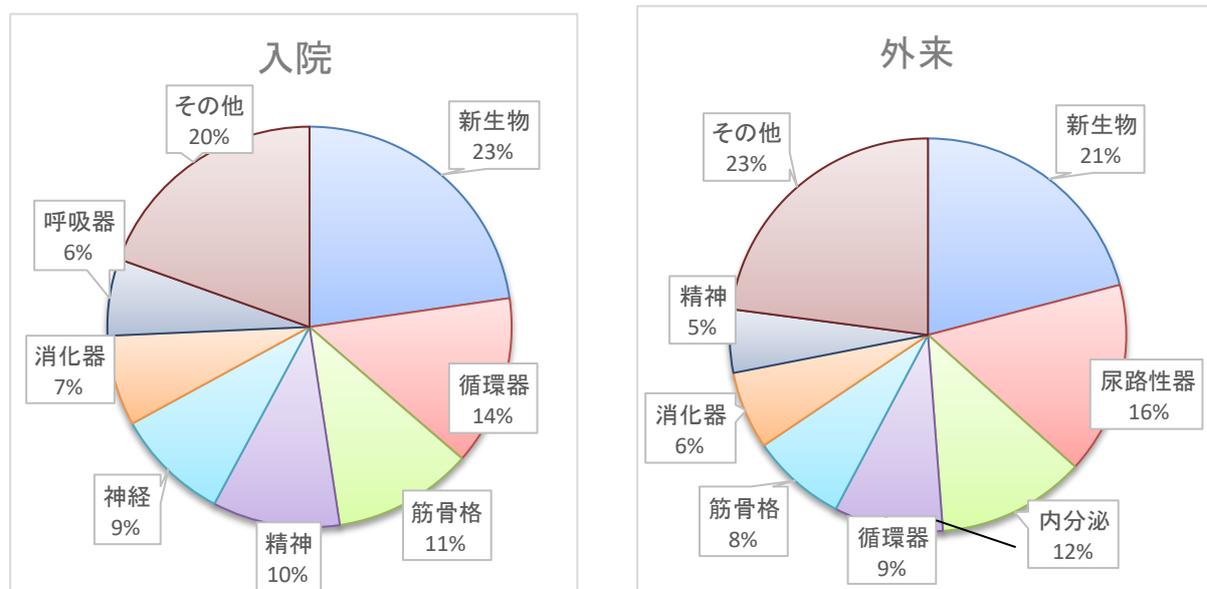
表2 : 医療費の動向

年度	医療費 (千円)	伸び率 (%)	1人当たり医療費 (円)	伸び率 (%)	1件当たり日数 (日)	伸び率 (%)	1日当たり医療費 (円)	伸び率 (%)
2年度	1,518,271	-	426,122	-	1.24	-	21,954	-
3年度	1,597,180	5.20	455,426	6.88	1.22	△ 1.61	23,114	5.28
4年度	1,510,315	△ 5.44	448,697	△ 1.48	1.18	△ 3.28	23,423	1.34
5年度	1,531,643	1.41	473,167	5.45	1.21	2.54	23,384	△ 0.17

(国民健康保険事業状況報告書<事業年報>より)

図1 医療費の状況(令和5年度)

医療費全体を100%として計算(大分類別)



(3) 国保税

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国保税を保険給付費等の推計に見合うよう検討していく必要がありました。平成 27 年度に収支のバランスを見直し協議した結果、平成 28 年度において国保税率の引き上げを行いました（表 3～5）。

表3: 国民健康保険税率(医療分)の改定状況

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
令和2年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	63万円	64,953円	61,828円
令和3年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	63万円	64,400円	60,521円
令和4年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	65万円	66,103円	59,717円
令和5年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	65万円	67,096円	59,914円
令和6年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	65万円	67,776円	59,877円

表4: 国民健康保険税率(支援金分)の改定状況

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
令和2年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,529円	21,066円
令和3年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,380円	20,525円
令和4年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	20万円	18,863円	20,283円
令和5年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	22万円	19,162円	20,858円
令和6年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	24万円	19,426円	20,808円

表5: 国民健康保険税率(介護分)の改定状況

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
令和2年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	17万円	22,841円	23,559円
令和3年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	17万円	22,695円	23,098円
令和4年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	17万円	22,472円	22,676円
令和5年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	17万円	22,266円	22,814円
令和6年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	17万円	22,783円	22,751円

国保税収入の状況について、調定額と収納額は、被保険者の減少傾向や高齢化の進展、経済雇用状況の悪化等により変動しています。なお、収納率に関しては、令和4年度以降やや低い状況が続いています。（表6）

また、滞納分においても、収納率向上の取り組みにより年々調定額が減少傾向にありましたが、令和3年度以降、コロナウイルス感染症の流行や物価上昇等の情勢不安も影響し、調定額は増加し、収納率は低下しています。（表6）

表6 国保税収納率の推移

(単位:円)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率(全体)
元年度	現年度	336,005,800	325,983,360	97.02%	△ 0.72	94.22%
	滞納分	16,962,704	6,578,349	38.78%	△ 12.22	
2年度	現年度	324,782,300	316,727,694	97.52%	0.50	94.39%
	滞納分	19,477,481	8,219,661	42.20%	3.42	
3年度	現年度	318,849,000	310,289,915	97.32%	△ 0.20	93.84%
	滞納分	17,956,237	5,776,250	32.17%	△ 10.03	
4年度	現年度	318,023,700	305,045,024	95.92%	△ 1.40	92.91%
	滞納分	19,170,417	8,241,432	42.99%	10.82	
5年度	現年度	299,530,600	288,838,400	96.43%	0.51	92.41%
	滞納分	22,498,455	8,742,890	38.86%	△4.13	

表7 滞納者等の状況

滞納世帯数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国保加入世帯数①	2,206 世帯	2,163 世帯	2,109 世帯	2,042 世帯
滞納世帯数②	101 世帯	98 世帯	107 世帯	127 世帯
滞納世帯数割合(%)②/①	4.58%	4.53%	5.07%	6.22%

※国保加入世帯数は各年度末における世帯数

被保険者資格証明書等の発行状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者資格証明書(件)	0 件	0 件	0 件	0 件
短期被保険者証(件)	45 件	66 件	64 件	85 件

不納欠損の処理状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年度
不納欠損の処理件数	14 件	1 件	6 件	7 件
不納欠損の処理金額	1,164 千円	1,061 千円	933 千円	488 千円

(4) 財政

本町の国民健康保険事業は、基金を取り崩した令和2年度以降は新たな取り崩しを行わず運営してきましたが、令和5年度に国保税の大幅な減収に伴い収支差引額が大きく減少しています。(表8、表9)

反面、保険給付費及び拠出金・納付金の支出額は減少傾向になく、より厳しい財政運営となる見込みです。

安定した国保財政運営のため、国保税以外の歳入の確保や保険給付費の歳出の削減を図るよう取り組んでいきます。

具体的には、国の設定する目標条件の達成状況により交付額が増減する補助金（保険者努力支援制度）をより多く受け取るための取り組みや、将来の保険給付費の減少を目指す保健事業を、国の交付金（特別調整交付金）を活用して実施していくことを行っていきます。

表8 国民健康保険事業特別会計 決算額推移

(単位:円、%)

歳入	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	324,947,355	17.66%	316,066,165	16.63%	313,286,456	17.15%	297,581,290	16.40%
補助金・交付金	1,341,253,000	72.89%	1,432,677,276	75.40%	1,349,891,320	73.90%	1,350,241,436	74.39%
繰入金	142,992,019	7.77%	144,687,988	7.61%	137,634,040	7.53%	140,904,627	7.76%
繰越金	8,274,471	0.45%	2,587,994	0.14%	23,139,845	1.27%	24,473,540	1.35%
基金取り崩し	17,000,000	0.92%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
その他収入	5,571,535	0.30%	4,113,519	0.22%	2,725,427	0.15%	1,788,124	0.10%
歳入決算額	1,840,038,380	100%	1,900,132,942	100%	1,826,677,088	100%	1,814,989,017	100%

(単位:円、%)

歳出	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,319,753,832	71.83%	1,397,621,758	74.46%	1,321,143,872	73.31%	1,335,715,517	73.89%
拠出金・納付金	456,470,520	24.84%	427,855,076	22.79%	429,352,848	23.82%	419,080,945	23.18%
その他支出	61,226,034	3.33%	51,516,263	2.74%	51,706,828	2.87%	53,026,042	2.93%
歳出決算額	1,837,450,386	100%	1,876,993,097	100%	1,802,203,548	100%	1,807,822,504	100%

(単位:円)

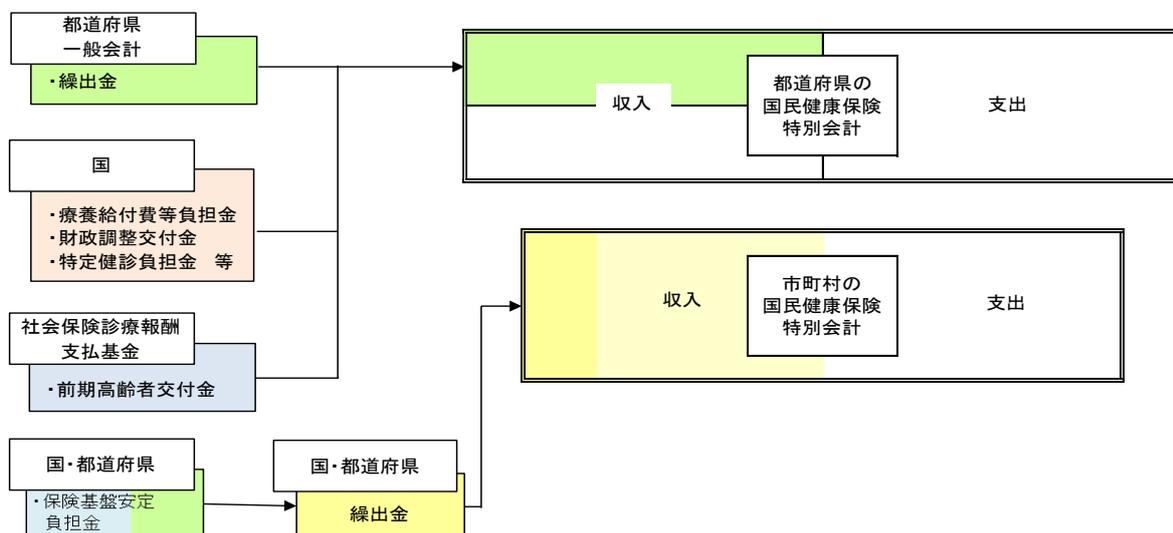
収支	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収支差引額	2,587,994	23,139,845	24,473,540	7,166,513

表9 基金の推移

(千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金保有額	73,071	73,076	73,077	73,079

国民健康保険特別会計の仕組み



第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとします。

第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

1. 資格管理による適正な賦課の取り組みについて

国保税を適正に賦課していくためには、被保険者の資格の把握、所得の把握や早期の適用等を図る必要があります。

①被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めるとともに、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等にかかる事項の取り扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課します。

②適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況については、引き続き所得申告書の提出を求めています。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告の必要性（申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨）を町報などで周知していきます。

2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

○目標値

被保険者数の減少傾向、高齢化の進展、物価上昇など様々な要因による社会情勢の不安定さの影響により課税所得が減少しているなか、収納率の向上は厳しい状況にありますが、次に示すような取り組みの方向性に基づき、税の収納率が前年より向上するよう努めます。

○取り組みの方向性

ア) 滞納状況の分析

滞納状況の改善や今後の増加予測へ対応するため、当該滞納状況を所得金額別滞納世帯（人数）や所得滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行い、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組めます。

イ) 納付相談の推進

滞納者に対する納付相談を推進します。納付相談実施通知（催告書）を送付し、来庁者に対して納付相談を実施します。また、必要に応じて福祉部局との連携を図ります。

ウ) 分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて従来からの納付計画をできる限り見直すよう取り組みを進めます。なお、不履行者については、預金差押え等の滞納処分に移行し、期限内納税者との負担の公平性を確保します。

エ) 口座振替等の推進

収入確保の観点から口座振替への促進は重要です。引き続き、町報や防災無線による啓発や納付書送付時、窓口対応により推進していきます。

また、令和3年度からは、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでの支払方法を、令和5年度からは、納付書表面に印字されたQRコード（eL-QR）や納付書番号（eL番号）を利用した電子納付を追加し、納税方法の選択肢を増やすことで、納税者の利便性の向上に努めます。

第2節 医療費適正化への取り組み

1. レセプト点検の充実

毎月医療機関より請求のあるレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数の点検をより効率的・効果的に行うため、鳥取県国民健康保険団体連合会へ引き続き委託をします。

表10 レセプト点検調査効果額の推移

(単位:枚・千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
レセプト枚数		55,933	57,058	54,683	54,548	
診療報酬明細請求額		1,312,148	1,403,515	1,301,709	1,334,808	
財政効果額	資格点検	レセプト枚数	99	91	51	150
		金額	△ 5,391	△ 4,937	△ 3,145	△ 6,220
	内容点検	レセプト枚数	293	122	141	177
		金額	△ 696	△ 453	△ 1,514	△ 1,179
	再審査	レセプト枚数	267	100	118	159
		金額	△ 539	△ 138	△ 420	△ 511
財政効果率(%)		0.50	0.39	0.39	0.59	
前年度比較(%)		-	△ 22	△ 1	52	

2. 交通事故等の第三者行為に係る求償事務

傷病の原因が、交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から被害届の提出によって求償事務を行うことができ、医療費の支出額を削減することができます。

鳥取県国民健康保険団体連合会と連携し、レセプト点検による該当者の発見に努めます。

表11: 第三者行為求償事務の状況

区分	把握件数及び金額		求償権を行使した件数及び金額		収納未済件数及び金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和3年度	1件	1,800千円	1件	1,800千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	1件	1,800千円	1件	1,800千円	0件	0千円
令和4年度	1件	12千円	1件	12千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	1件	12千円	1件	12千円	0件	0千円
令和5年度	0件	0千円	0件	0千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	0件	0千円	0件	0千円	0件	0千円
令和6年度	2件	-	1件	12,545千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	2件	-	1件	12,545千円	0件	0千円

※現年度は、資料作成日時点。

3. 被保険者資格管理の適正化

(1) オンライン資格確認を活用した資格喪失勧奨及び職権喪失処理について

個人番号(マイナンバー)を活用した健康保険資格のオンライン資格確認が導入されたことに伴い、健康保険に重複して加入されている人のリストが町に提供されるようになりました。このリストに基づいた資格喪失勧奨を行い、なお、喪失手続きを行わない人を対象に職権による国保資格の喪失が行えるよう例規の整備を行いました。

引き続き、被保険者資格の適正管理を行っていきます。

(2) 国保資格喪失後受診について

社会保険等に加入した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、他医療保険者が支払うべき保険給付費を国保保険者である本町が支払うこと（不当利得）となるため、資格喪失後受診をできる限り減らすことで医療費適正化への取り組みとなります。

「資格喪失後受診」が発生した場合は、当該保険給付費の返還を求める。また保険者間で調整が可能な場合は、他の保険に請求するなど、不当利得の回収に努めます。

4. 医療費通知の送付及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用の促進

被保険者に対して個人ごとに毎月の受診状況を記載した医療費通知を送付することにより、受診者にコスト意識を持っていただき医療の適正使用に努めていただくものとします。また、新薬の特許期間満了後に厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知することにより、ジェネリック医薬品の利用勧奨を行います。（使用割合の目標値：80%以上を維持）

なお、国の制度で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合、特別の料金※がかかる制度が令和6年10月より開始されています。

※特別の料金＝（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1）×消費税

表12 医療費通知の状況

区分	年間通知枚数
令和3年度	11,299枚
令和4年度	10,580枚
令和5年度	10,166枚
令和6年度	10,344枚

区分	
通知の内容	受診者氏名及び被保険者番号
	受診年月
	医療機関等の名称
	区別(入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術)
	受診日数(入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術)
	医療費の総額
	医療費の個人負担額

表13 後発医薬品の使用割合(数量シェア・年度)

区分	使用割合
令和3年度	87.2%
令和4年度	87.4%
令和5年度	88.7%
令和6年度	(参考:12月診療) 92.0%

第3節 健康づくりへの取り組み

1. 保健事業の充実

湯梨浜町国保の医療費では生活習慣病関連の疾患が全体の半分を占めている状況であり、生活習慣病の早期発見と予防による医療費の削減が急がれます。

「第4期湯梨浜町特定健康診査等実施計画」「第3期湯梨浜町保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った保健事業を実施・評価をしながら被保険者の将来に渡る健康づくりに取り組んでいきます。

表11: 特定健診受診率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
湯梨浜町	34.0%	34.9%	35.2%	36.4%	40.1%
県平均	34.2%	32.5%	34.5%	35.0%	35.7%

表12: 特定保健指導実施率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
湯梨浜町	42.1%	65.4%	41.9%	30.8%	40.2%
県平均	29.8%	30.8%	29.3%	27.6%	28.3%

○目標値

「第4期湯梨浜町特定健診等実施計画」に掲げる特定健診受診率、特定保健指導実施率を目指し、保健事業及び連携事業により着実に成果を出せる取り組みをおこないます。

(令和11年度：特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%)

○取り組みの方向性

ア) 特定健診未受診者対策

・受診しやすい環境づくり

集団健診としてがん検診を含む8種目又は6種目の実施、休日健診の実施及び医療機関での個別健診など、被保険者のニーズに合わせて受診しやすい体制を整えます。また、令和7年度は健診希望調査表による健診希望の聞き取りのほか、オンラインによる集団健診の予約受付を開始、夜間や休日でも健診の予約を可能とし、健診受診希望者の利便性の向上を目指します。

また、かかりつけ医に定期的に受診中で健診を受診していない人を対象に、治療中の特定健診項目の情報を医療機関から提供してもらい、検診を受診したものとみなす「みなし健診」を実施することにより、健診を受診しやすい体制を整えるとともに、健診受診率の向上を目指します。

・健診に関する情報の周知

イベント・健康づくりカレンダー、町報、町ホームページ、防災無線、音声告知機等の様々な方法により、受診方法及び協力医療機関、集団健診日程を周知します。

・若年令の受診促進

年度末年齢41歳の特定健診個人負担金を無料とし、若年令層の受診促進を図ります。

・受診勧奨通知の発送

過去の受診状況を分析し、特定健診未受診の特性に合った内容の受診勧奨通知を年2回発送し、未受診者及び不定期受診者を継続受診につなげます。

イ) 疾病の早期発見・重症化予防

- ・国保ドック検診の実施

120名を定員として40～74歳の国保被保険者を対象に、短期人間ドック及び脳MRIをセットにしたセットドックを3医療機関で実施するほか、受診者の利便性向上のため、令和4年度から短期人間ドックを1医療機関で実施しています。

- ・精密検査の受診勧奨

特定健診結果より基準値外の方へ精密検査の受診勧奨通知を送付し、早期に医療機関へつなげて重症化予防を図っていきます。

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

国及び県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿って、特定健診で異常値のあった方に医療機関への受診勧奨をするとともに、医療機関と町の連携により専門職による保健指導を実施し重症化予防を図っていきます。

ウ)生活習慣病の1次予防

- ・健診結果説明会の開催

集団健診後に結果説明会を開催し、特定保健指導対象者だけでなく対象外者についても保健指導を実施します。

- ・活動量計の活用

特定保健指導において保健指導期間中(3か月間)に活動量計を貸与し、生活改善の必要性を体験してもらいます。

- ・若年層への保健指導の実施

40歳未満の国保加入者のうち、保健指導が必要な人に対し、特定保健指導の対象となる前に保健指導を行うことで、生活習慣病の早期改善・早期治療へつなげます。

エ)他事業との連携

- ・歯科疾病の予防

集団健診時の個別歯科相談や、ふしめ年齢の方の歯科検診を実施することで歯周病等の歯科疾病予防、重症化予防を図ります。令和5年度からふしめ歯科検診の対象年齢を拡大し、20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方へ受診券を送付します。

- ・健康相談の実施

集団健診時の栄養個別相談・歯科相談の実施や、2カ月に1回健康相談日を設定し、健康について相談しやすい体制整備をおこないます。

- ・健康意識の向上

地区要望による健康教室の開催及び健康診査の受診、運動教室の開催、活動量計・体組成計を利用して自身の体の状態を管理できる「ゆりはまヘルシーくらぶ」の実施等により、健康意識の向上を図ります。

- ・各種運動教室への参加促進

つみたて貯筋運動、ウォーキング教室、温泉ウォーキング教室等の運動教室の開催するほか、関係機関が実施する運動教室、ウォーキングイベント等のスケジュールをもとに、毎月の運動教室一覧を作成、各課・施設で共有し、利用希望者が利用しやすい運動教室に案内できるよう、関係機関との連携を図ります。